



現場代理人及び現場責任者の 常駐規定の緩和について

現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について、
兼務できる工事等の見直しを行いました。

1 内容

○ 兼務ができる工事等の対象の拡大

埼玉県以外の国又は地方公共団体発注工事との兼務も可。
(ただし、発注者の承諾が得られている場合に限る。)

○ 兼務ができる工事等の現場間の距離等の見直し

- ・「常駐を要しない期間」における兼務については、現場間の距離等は問わない。
- ・常駐を要する期間における「常駐を緩和する工事等」同士の兼務については、次のいずれかを満たす場合とし、距離要件を統一
 - ▶ 同一県土整備事務所管内及びその県土整備事務所に隣接する市町村内
 - ▶ 「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」で定める兼務を行うことができる工事現場の相互の間隔

2 適用日等

令和3年8月1日以降に公告又は指名通知を行うものから適用します。

なお、契約中の工事については、受発注者間で協議の上、発注者が認めた場合は、令和3年7月13日以降、適用できるものとします。

※詳細は、埼玉県HP (<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>)
をご確認ください。